

税のお知らせ

9月の納税等

国民健康保険税／第3期

後期高齢者医療保険料／第3期

介護保険料／第3期

農業集落排水処理施設使用料／

第3期

保育料／9月分

納期限／9月30日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

家屋を取り壊したら「建物滅失届」の提出が必要です

提出がない場合、取り壊されたことが分からないため、家屋が残っているものとして課税される場合があります。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●必要書類

・建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式をダウンロードできます。)

- ・建物取り壊しの契約書の写し
- ・解体業者の取り壊し証明書
- ・建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先 総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課税されます。この課税のための調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部を拝見し、使用資材等を調査させていただきます。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますので、皆さまのご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っていますが、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査にお伺いします。

●問合せ先 総務部税務課

不登校・ひきこもり家族支援フォーラム

不登校・ひきこもりのことで悩んでいませんか。今後のヒントや相談先が見つかるかもしれません。ぜひお気軽にご参加ください。

●開催日時

9月21日(土)

午後2時～4時30分

●場所

津島市生涯学習センター 小ホール他(津島市我原町字椋木5番地)

●内容

- ・経験者や家族による経験談
- ・グループ交流会

●対象

不登校・ひきこもりの方のご家族および支援者(約50名)

●申込期限

9月17日(火)

●申込み・問合せ先

津島保健所 健康支援課 ころろの健康推進グループ
☎ 26-4137

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (令和元年7月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
7月	0	0	0	0	0
1～7月	3	1	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
7月	0	0	0	0	0
1～7月	0	0	2	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
7月	0	1	0	1	
1～7月	4	3	0	5	